

令和7年度（第54回）文化財保護ポスター募集要領

1 趣旨

神奈川県には、由緒ある建造物や貴重な美術工芸品、民俗芸能、史跡、名勝、天然記念物など様々な文化財が数多く残されています。これらを守り、後世に伝えていくためには、次代を担う子どもたちに文化財への関心を高め、文化財を守る心や豊かな感性を育んでいくことが重要です。このため、県内の中学生から文化財保護をテーマにしたポスターを募集し、最優秀作品をポスターにして県内に広く配布・掲示し、広く文化財保護の普及・啓発を行います。

また、神奈川県教育委員会、鎌倉市では、引き続き、「鎌倉」の世界遺産への登録をめざし、その価値や魅力などを県民の方々に広く周知し、より多くの理解と支援を得るため、「世界遺産登録をめざす鎌倉」をテーマにしたポスターも併せて募集します。

2 主催、共催

神奈川県教育委員会

鎌倉市（「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門）

3 応募資格

神奈川県内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に在籍する生徒

4 応募作品の規定及び応募・提出方法

（1）応募作品の規定

ア 部門とテーマ

①「わたしたちの文化財」部門

■ テーマ1『文化財保護』

作品の中には、文化財保護を啓発する作品であることがはっきりとわかるよう、必ず標語を入れてください。

■ テーマ2『私のまちの文化財』

神奈川県内の文化財を題材として、身近な文化財について、自由な発想で描いてください。生徒の居住地や通学先の市町村(県内)に所在する文化財を題材にして、文化財保護を啓発する作品であることがはっきりとわかるよう、必ず標語を入れてください。

★ 標語は、ご自身で作品に適したものを考えてください。

②「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門

作品の中には、「鎌倉」の世界遺産登録を啓発する作品であることがはっきりとわかるよう、必ず標語を入れてください。

★ 標語は、ご自身で作品に適したものを考えてください。

※ 「鎌倉」の世界遺産登録にあたっては、「武家の古都・鎌倉」のコンセプトにより推進していましたが、平成 25 年に当該コンセプトに基づく世界遺産登録の推薦を取り下げましたので、「武家の古都・鎌倉」は標語に使用しないようご注意ください。

イ 大きさ

B3判 (36.4cm×51.5cm) または、**四つ切** (38cm×54cm)

※ 作品のポスター化の際、四つ切の作品は端に余白が生じる場合がありますので、御了承ください。

ウ 紙質・色

自由。ただし、空き缶、砂、毛糸など、はがれるおそれのある固形物は貼り付けないでください。また、額装する場合がありますので、作品の厚さは1mm以内としてください。

エ 著作権に係る留意事項

制作にあたっては、他の人の写真・絵・映像（イラスト、映画・ドラマ、CG、漫画、雑誌の切り抜き等）などの著作物を無断で引用・利用しないでください。（著作権法で禁止されています。）

※ 他者が制作した著作物（例：雑誌・図鑑等の図書類に掲載されたものを含む写真や図画類）に対して複写や改変を著作権者（例：制作者、出版社など）の同意なく行った場合、応募者に対して事前の通知等なしに審査対象外となることがあります。

【著作権法に抵触する行為の例】

- ・ 他者が作成した絵や写真に対し、制作者に無断でその作品またはそのコピーを切り抜き、自分の作品の中に貼り付ける。
- ・ 他者が考案した漫画等の登場人物の図柄を模写したものを無断で自分の作品の中に描きこむ。
※ 例えば出版物の絵や写真を用いるには、事前に出版社を通じ、その著作物の利用について同意を得る必要があります。

なお、著作権に関する情報は、文化庁のホームページ上で紹介されています。

（アドレス）<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/>

（2）応募・提出方法

- ・ 様式1「応募用紙」に、学校名、学年、氏名、部門及びテーマ、題材の名称や説明、題材の所在地を必ず明記して、作品の裏面に貼り付けてください。（イメージ作品の場合は、所在地の記入は自由です。）また、氏名には「ふりがな」をふってください。

- ・ 1人の生徒が各部門・テーマに1作品ずつ応募することはできますが、1作品で両部門（両テーマも含む）に応募することはできません。
- ・ 標語は重要な審査対象になりますので、誤字などの無いよう、充分注意してください。
- ・ 作品は学校ごとに取りまとめ、様式2-1～2-3「第54回文化財保護ポスター応募者名簿」を添えて、所定の提出機関（「7 応募作品の提出先」を参照）へ提出してください。

様式2-1～2-3はホームページにも掲載します。

（アドレス）<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/cnt/f536729/index.html>

※ 全応募作品のうち、学校から各提出機関に送付いただく作品数は、100作品以内を目安としてください。（100作品を超える作品の提出を希望する場合は、所定の提出機関まで御連絡ください。）

なお、参加賞については全応募作品に対し贈呈します。

5 応募締切

令和7年9月3日（水） ※この日までに所定の提出機関（後述「7 応募作品提出先」）に届くようにお願いします。

6 入賞・表彰・展示等

（1）入賞作品数について

ア「わたしたちの文化財」部門

（ア）テーマ1「文化財保護」

最優秀賞 1点

（イ）テーマ2「私のまちの文化財」

最優秀賞 1点

（ウ）部門全体

a 優秀賞 4点

b 入賞 30点

※ 各テーマの応募数により、優秀賞及び入賞の点数を調整することがあります。

イ「世界遺産登録をめざす鎌倉」部門

（ア）最優秀賞 1点

（イ）優秀賞 5点

（ウ）入賞 10点

（2）入賞・参加賞について

入賞者には、賞状及び副賞を贈呈します。また、応募者全員に参加賞を差し上げます。

（3）最優秀賞作品について

最優秀作品は、ポスターに印刷し県内の中学校、社寺、文化施設などに掲示する等により、文化財保護及び「鎌倉」の世界遺産登録推進の普及啓発に活用されます。

(4) 表彰式典について

令和7年11月3日（月・祝）13時より、次の会場で行います。

地球市民かながわプラザ（あーすぷらざ）2階 プラザホール
横浜市栄区小菅ヶ谷1丁目2-1 （JR根岸線本郷台駅前）

(5) 入賞作品のポスター展について

次の会場にて、入賞作品によるポスター展を開催します。

[令和7年度 文化財保護ポスター展(予定)]
実施期間 令和7年11月4日（火）から12月21日（日）
実施会場 1 あーすぷらざ 展示コーナー
2 鎌倉駅地下道ギャラリー50
3 （未定）
4 神奈川県立近代美術館 葉山館（※最優秀賞3作品のみ）
※ 各会場の詳細日程は後日決定し、当課ホームページでお知らせする予定です。

(6) 入賞作品の取扱いについて

入賞作品、作者名等は、ホームページ上、新聞紙上、冊子などにおいて公表させていただきます。その場合の著作権は神奈川県教育委員会に帰属します。

(7) 応募作品の返却について

提出された作品は、令和8年1月中をめぐに各提出機関を通じて各学校に返却する予定です。

7 応募作品の提出先

対象中学校等	提出機関・住所・電話番号
私立・国立の中学校（中高一貫校の附属中学校を含む）・特別支援学校（中学部） 県立特別支援学校（中学部） 私立・県立の中等教育学校（前期課程）	神奈川県教育委員会教育局生涯学習部 文化遺産課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 （8月下旬以降は横浜市中区日本大通7） TEL：045-210-8359（直）
横浜市立の中学校（中高一貫校の附属中学校を含む）・義務教育学校（後期課程）・特別支援学校（中学部）	横浜市教育委員会生涯学習文化財課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 TEL：045-671-3284（直）
川崎市立の中学校・特別支援学校（中学部）	川崎市教育委員会文化財課 〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6 TEL：044-200-3305（直）
相模原市立の中学校・義務教育学校（後期課程）	相模原市教育委員会文化財課 〒252-5277 相模原市中央2-11-15 TEL：042-769-8371（直）
横須賀市立の中学校・特別支援学校（中学部）	横須賀市教育委員会生涯学習課 〒238-8550 横須賀市小川町11 TEL：046-822-8484（直）

鎌倉市立・茅ヶ崎市立・逗子市立・三浦市立・ 葉山町立・寒川町立の中学校及び藤沢市立の 中学校・特別支援学校（中学部）	湘南三浦教育事務所指導課 〒251-0025 藤沢市鵠沼石上 2-7-1 TEL：0466-26-2111（代）
厚木市立・大和市立・海老名市立・座間市立・ 綾瀬市立・愛川町立・清川村立の中学校	県央教育事務所指導課 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1 TEL：046-297-3825（直）
平塚市立・秦野市立・伊勢原市立・大磯町立・ 二宮町立の中学校	中教育事務所指導課 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1 TEL：0463-22-2711（代）
小田原市立・箱根町立・真鶴町立・湯河原町立 の中学校	県西教育事務所指導課 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1 TEL：0465-32-8000（代）
南足柄市立・中井町立・大井町立・松田町立・ 山北町立・開成町立の中学校	県西教育事務所足柄上指導課 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2 TEL：0465-83-5111（代）

8 その他

本事業に関する情報は、随時、ホームページ等にてお知らせいたします。

（アドレス）<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ar3/cnt/f536729/index.html>

9 ポスターに関する問合せ先

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

神奈川県教育委員会教育局 生涯学習部文化遺産課 調整・世界遺産登録推進グループ

電話（045）210-8359（直） ファクシミリ（045）210-8939

【参考】文化財の種類

- 1 有形文化財 ----- 建造物
美術工芸品（絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料
歴史資料など）
- 2 無形文化財 ----- 演劇、音楽、工芸技術など
- 3 民俗文化財 ----- 無形の民俗文化財（風俗慣習、民俗芸能、民俗技術）
有形の民俗文化財（無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具など）
- 4 記念物 ----- 史跡（貝塚、古墳、城跡などの遺跡）
名勝（庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳など）
天然記念物（動物、植物、地質鉱物）
- 5 文化的景観 ----- 棚田、里山、用水路など
- 6 伝統的建造物群 ----- 宿場町、城下町の古い町並みなど

※ 各市町村に所在する文化財につきましては、各市町村のホームページ上で紹介されています。
御不明な点がありましたら、「9 ポスターに関する問合せ先」まで御連絡ください。